

2. 府令第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

当金庫は、中小企業金融円滑化法の施行に伴い、中小企業金融円滑化に向けた組織体制を定め実施しております。

## 中小企業金融円滑化に向けた組織体制

当金庫における中小企業金融円滑化に向けた組織体制図

【組織体制図】

